

伊方原発訴訟を支援する会 (連絡先: 〒530 大阪市北区西天満 4-9-15 第1神明ビル
藤田法律事務所内 Tel 06-363-2112, 口座大阪 48780)

控訴審第4回公判

異例の“裁判秩序維持宣言”

呼応する国の居直り姿勢

6月25日、開廷前の高松高裁玄関前には、明け方にマイクロバスで到着した現地の人たちを先頭に、支援グループの人たちが座り込んで列を作る。裁判所の門が開く以前の深夜から、大阪からの支援する会の会員や、高松の支援する会準備会の人たちが、門前の道路上で夜を明かす。そうした気迫に押されてか、今回は、四電など電力関係の傍聴者の姿は列の中に見当らなかった。

10時半すぎ、予定通り開廷。着席した小西裁判長は、「準備書面陳述に先立って、一言申しのべておきたい」と発言し、用意した原稿にそって、“裁判秩序維持宣言”とも称すべきものを読みあげた。その内容は、原告や傍聴人を“騒徒”ときめつけるだけでなく、代理人の弁護士にも“品性に欠ける者”とらしく印を押すという驚くべきものである。こうした裁判所の行為は、とくに、民事や行政の裁判では異例のことであり、こんどの訴訟指揮の方向を示すものとしても重要と思われるので、この部分については、以下に、できるだけ忠実に再録して、読者の皆さんに報告しておこう。

裁判長：「これは言うまでもないことです

けれども、裁判所は、事件の審理とこれに対する法律判断を通して、法の支配が実現されることをその目的としています。かつ、これを職務とするものだと考えているわけです。したがって、事件の審理と、これに対する法律判断は、終始、理性に基く作業であって、これはいうまでもないところであるけれども、この際改めて確認しておきたいと思います。

そうであるからには、その妨げとなる雑音や行状は、この法廷から排除しなければ、事件の円滑な審理と冷静な判断の実現は保障されないこととなる恐れがあるだろう、と考えるわけであります。

この意味において、法廷における秩序の維持は、事件審理の前提条件として、こんご厳守する方針である。したがって、その条件が維持されない限り、審理を続けることは適当でないと考えます。そして、その審理の前提を確保するため裁判所は、裁判所法71条(注：「法廷における秩序の維持は、裁判長又は開廷をした一人の裁判官がこれを行う。裁判長又は開廷をした一人の裁判官は、法廷における裁判所の職務の執行を妨げ、又は不当な行状をする者に対し、退廷を命じ、その他

法廷における秩序を維持するのに必要な事項を命じ、又は処置を執ることができる」)によって定められた権限の行使をちゆうちよするものではありません。

法廷は赤裸々な斗争の場ではなく、真実の発見のため理性が支配すべき場であるが、しかもなおかつ、法廷の秩序が維持されず、事件審理の前提条件が充されない場合は、審理を中止せざるを得ないこととなるかもしれない。

従って、傍聴人、当事者はもとより、代理人たる弁護士の方々におかれましても、裁判所の審理方針についての理解、協力を切望する次第です。

なお余計なことですが、弁護士法も「弁護士は高い品性の陶やに努めなければならない」ということをきめておるのである。弁護士の方々も、この点に留意されることを望みます。

以上は、これまでの審理状況にかんがみ、こんごいかに審理を進めるべきかを考慮し、考え方の一端を表明します。この方針に従って、こんごの審理を進めたいと思う。以上です。」

藤田弁護団長：「裁判長。一こと今の裁判所のご見解の表明に対して申し上げます。

さきほど、裁判所の態度表明の中に、代理人である弁護士の方々も、ということがございました。私どもは、今までの訴訟遂行の過程において、裁判所がいま指摘されたような、そういうことがあったとはけっして思いません。しかもことさら、原告代理人の弁護士の方々ということだけを特に指摘されて、そして、さきほどの発言をされるということの真意が理解できない。いったい、我々のどうい

う所を、そういう風な態度表明の対象にされたのかということをお聞きしたいと思う。

私どもは当然、裁判所なり、それから、被控訴人のいろいろな発言に対して、大きな深刻な真けんな事件の代理人として、ただすべきはただすという態度に出るのが、これまた、弁護士としての当然の職務でございます。

ですから、そういう風な発言の根拠を明確にさせていただきたい。まずそれだけ最初に申し上げます。あとでまた意見を申し上げます。」

裁判長：「この裁判所の方針、そして秩序の維持のための権限というものは、裁判所に与えられているものであって、それを行使するについて、いちいち釈明の必要はありません。考え方はご自由ですが、行動については十分注意していただきたい。」

藤田弁護団長：「さきほどの裁判所のお話の中にも、法廷は理性と真実が支配する場だとおっしゃいました。そうすると、そういう風に、釈明の必要がないということと、おっしゃったこととは矛盾すると思います。当然、ご自分のそういう態度表明に対しては、どういふことでどうするんだということを明確にしなければ、それこそ裁判所の独断、偏見が、そのまま、理性と真実という名前で横行する。それは、ある意味では、軍事法廷の再現という、そういう風なことにすらなりかねないような危惧を私たちは持つわけです。

やはり、そういうことをおっしゃる根拠を明確にしないで、切り捨てごめんというようなことは真っ平で、私どもは承服するわけには参りません。」

裁判長：「言う必要はない。」

熊野弁護士：「裁判長。理性が支配する場ということ、裁判所は繰り返し言われます

けれども、理性ということは、合議体としての裁判所だけにあるのではなくて、全関係者すべての間に支配すべきものなわけですね。

そうすると当然、その中で具体的な事実関係を明らかにし、そののべたことごとについて、お互いに、意見の違い、考え方の違い、あるいは不明確な点を明らかにしながら次に進んでいくというのが、理性の支配する場であって、裁判所がどういう意味で理性という言葉を使っておられるのか、いちばん疑問なわけです。裁判所が一方的に云えば、それが理性が支配しているということには、とうてい、ならないわけですね。

お互いに論理法則に従っていくということが、理性に従うということの一番なのですね。それを無視して、ただ、裁判所は切り捨てごめんて云う必要はないのだと。云う必要はない、ということに、およそ理性の支配のしようがないですね。

ですから、まず、裁判所が我々に対して理性の支配を求められるのであれば、裁判所自ら、理性にのっとっているということを明らかにしていただきたい。それが第一点。

それからもう一つ。裁判所は、法廷が何か死刑の執行の場のようにシーンとした静かな場であることが、何か理性が支配しておるといふ風に、どうも、さきほどからの発言をお聞きしていますと感ずるわけです。私たちはそのことに対して大きな危惧を持っておるわけです。

もちろん、発言が行われる過程において、静かである方が望ましいわけですが、公開の法廷を保障するということの中には、若干の発言が傍聴席から起るといふことも、進行の状況によってはやむを得ない。ただ石のよう

に黙っておれ、というのも無理な面もあると思う。

この点、当裁判所に一番知っていただきたい点は、とにかく、松山地裁で柏木裁判長の下において、原告たち当事者、住民たちは、みごとに、裁判長に裏切られたという苦い経験を持っています。ですから、当裁判所に対して、あらかじめ予断を持っているという意味ではありませんが、住民から見れば、裁判所というのは、ポーカーフェイスをしておいて、分ったような顔をしておりながら、最後になれば、およそ理性の支配しない判決を書かれるという、非常に強い不信感を持っています。そういうことで、住民側から見れば、同じ裁判所と見えるわけです。そういう経過があったということを裁判長もよく理解していただきたい。

私たちは原審でものべましたけれども、法の支配あるいは裁判所の秩序ということを言われる場合、何か物理的な秩序を一番問題にしておられるような印象を受けるわけです。

けれども、裁判所における秩序、裁判所の本当の權威が発揮されるということは、裁判所が出した命令が、たとえば、妨害されるということなく実行されているということですが、裁判所の命令を一番無視しておるのは、国側、被告の方ですね。

原審において、松山地裁が提出命令を出したにもかかわらず、国は何だかんだと理由をこねて、その命令に従わなかったわけですね。それは、最も裁判所の秩序を乱し、法廷を侮辱しているわけですね。

原告ら住民、あるいは傍聴人に対して、秩序ということを云われるのであれば、国側に対して、国側が行ってきおるそういう秩序

の無視、裁判所の命令の無視、裁判所に対する侮辱、裁判所を馬鹿にした態度を正していただきたい。」

裁判長：「今の発言については、若干の誤解もあるような気がします。前から云っているように、当裁判所は一審判決を批判的に検討するという事を申しあげておる。したがって、その意味における真の法の支配の実現ということを考えておるのであって、一審判決の態度がどうであったから、当裁判所の控訴審においてもそうであろう、というような臆測はやめていただきたい。

裁判所は、あくまで、双方を公平に扱わなければならないと思っておるので、一方の側の発言に喧騒などところが見受けられれば、これを排除しなければならないという原則を申しあげておるのであって、そういう点を考慮しながら審理を続けて行きたい、ということをお云っているわけですから、過去がどうであったかというようなことを、いま云う必要はないと思います。」

熊野弁護士：「裁判長。それは大いに違うと思います。喧騒を排除しなければならない、それはもちろん一定の限度で必要なことだと思います。しかし私たちは、裁判所は主観的に公平であろうと努力しておられると思えますけれども、その発言自体は、私たちから見れば、決して公平とは思われぬ。

裁判所が一審の判決に対して批判的であるというのは、職責上当然のことだと思いますが、それだけではなくて、原告たち住民から見れば不信感が強いわけです。そういうものを裁判所の方でとり除く努力をしていただきたい。それをぬきにして、ただ力の行使だけをされるということは、本当の意味で良い審

理を進めていく上でプラスにならない。

原告ら住民あるいは傍聴席から、たまには出るであろう発言も、それぞれ、何も根拠なしに出ているのではなく、やはり強い不信感を感じた時に出ているのですから、そういうものを、前回は裁判長は云われましたが、全く無用なものだとは考えられずに、やはり、そこに直感的に不信を感じておる、疑問を感じておるということをお、むしろくみとという、そういう度量の広さを裁判所に期待したい。

原告ら住民はこの裁判の結果によって、どんな大きな不利益を受けるかも分らない、そういう場に立たされているということ、とくに、これまで国側は「安全だ、安全だ」と云ってこられたけれども、スリーマイル島原発の結果によっても、国側が云ってきたことがどんなにウソかということがはっきりしてきておるわけですね。そういう中で、だまされてきたということがはっきりしてきているわけですから、いら立ちが起るといのは、人間の感情として当然だと思うのです。そういうことをもう少し広い気持ちで、ゆとりをもって審理していただきたい。そのことを強く希望します。」

裁判長：（弁護団席に向って）「準備書面の陳述をなさいますか。」

弁護団：「致します。」

このようにして、「これ以上の問答は無用、やるのかやらんのか」との裁判所の高圧的な姿勢の下で、前回に引き続き、原告側準備書面（2）の陳述が進められた。

最初に立った久米補佐人は、法廷内の壁にかかげた図面を使いつつ、スリーマイル島事故が、「安全神話」と柏木判決を、どのよう

に打ちくだいたかを、裁判官にも理解できるように、ていねいに説明した。

続いて浦弁護士は、スリーマイル島事故の経過と結果について、伊方の安全審査で行われた災害評価が、お話しにならないほど、恣意的なものであることをのべ、「技術的には起り得ない」とされている「仮想事故」でも、今回の事故で流れ出た気体状の“死の灰”の量の、たった20分の1程度しか想定されていないでたらめさと違法性を指摘した。

最後に立った藤田団長は、安全審査で中心的な役割を果たした内田、村主の両氏が、実は、「法が予定する審査委員とはいえない」ことを、スリーマイル島事故への両氏の対応ぶりを具体的にあげて明らかにした。そして、原告側陳述のしめくりとして、国側の主張と柏木判決の誤りを実証したことがらを9点にまとめてのべ、「当審裁判所も原審裁判所と同様に、原告らの主張を馬耳東風とばかりに聞き流すことしかしないのであろうか」と問いかけつつ、「本件許可処分を取消す」との判決をすみやかに下すことを要求して陳述を終えた。

続いて国側の陳述に移った。当日の朝裁判所に提出した準備書面(2)(別項参照)を、国側代理人が章ごとに交替して陳述した。その内容は、一口に云って、「安全審査で、スリーマイル島のような事故は起らないことを確認している」との驚くべきものである。

はじめに立った渡辺検事が、「今すぐにも同じような事故が日本の各原子炉でも発生するかのようになり、いたずらに不安を抱く向きがある」というくだりを、とくに挑発的な口調でのべるや、原告席の浪下さんが、たまりかねて、「ウソばかり言うな」とさげふ。「

発言を禁止する」との裁判長の制止に、「自分は原告で、危険を感じているから訴えているのだ。退廷させるなら国の代理人も」と訴えたが、退廷命令で外に引きずり出される。原告、傍聴席から激しい抗議の声。

裁判長は「発言を禁止する」とどなるように発言した後、「しばらく審理を中止する」と言い残して退場してしまった。

約20分後に再開し、国側の陳述が続く。国側のある代理人が、「加圧器逃し弁が作動するような事態は起り難い」とのべたとき、こんどは傍聴席からHさんが、「でたらめばかりいうな」と抗議し、退廷命令で警備員によって廷外に。「裁判所は双方の発言を公平に扱う」との裁判長の発言に、「こんなやり方が何が公平か」と口々に抗議しつつ、傍聴席の大半が一斉に退廷。やりきれない空気の中で国側の陳述が終る。

すぐ菅弁護士が立ち「もちろん反論するが、その前提として、いくつか基本的なことについて口頭で釈明したい」とのべ、その一例として、陳述の中に「安全審査でやっていた」と、さかんに出てくることから、国側がくり返して使っている「基本設計」の範囲に入っているかどうかについて釈明を求めた。

ところが驚いたことに、こんな簡単な問いに対し、「一番でも口頭でやりとりしてまずかった」とか、「デリケートなことなので正確を期したい」などと理由にもならないことを並べて、「文書」でしか回答しないと固執した。

弁護団から、こどもも、「しきりに云っている基本設計が何かということぐらい答えられるだろう」、「口頭のやりとりの方がずっと早く理解できる」、「正確ということでは

テープもとっている」などと、条理をつくして説得した。また、裁判長に対しては、「職権で答えるよう命じてほしい。原告や傍聴人にきびしく対処したように」と要請した。しかし裁判長は、「どうですか、やはり文書ですか」と国側に、くり返し問いかけるだけ。

一たん休けいの後、裁判長は、「それでは釈明事項をはっきりさせるために、調書にとれるよう、ゆっくり云って下さい」と弁護団に発言を求めた。菅弁護士が、国側準備書面の数ヶ所に書かれている事項をつぎつぎと読みあげ、それらが、「国の云う基本設計なのかどうか」を、調書にとりつつ具体的に質問した。

ところが菅弁護士の発言が終るや裁判長は

国側に向って「どうですか、やはり文書ですか」と問いかける。当然、一項づつ口頭での回答があると期待していた原告住民側は、啞然としつつも、「裁判長、そんな一方的なことでなく、口頭での回答を命じて下さい」と、口々に要求した。しかし、休けい中に立てられていた作戦か、裁判長は、「書面で8月10日まで(国側に)出していただき、9月26日10時30分に開廷しますので、それまでに控訴人(原告)側は準備して下さい」と、一方的に宣言し、黒い法衣を、文字通りひるがえして、扉の向うに消えてしまったのである。また、次の進め方もきめないままに。

(Q)

被控訴人(国側)準備書面(2)

(本号を含め3号に連載予定)

昭和53年行コ第4号

伊方発電所原子炉設置許可処分取消請求控訴事件

控訴人 川口寛之
ほか31名

被控訴人 通商産業大臣

昭和54年6月25日

被控訴人指定代理人

渡辺剛男
岩淵正紀
大齒泰文
脇征男
石川和雄
麻田正勝
岩部承志
鎌田吉郎
逢坂国一

吉沢均
市川祐三
倉重有幸
鈴木一
薦田康久
柴山信也
古橋政樹

被控訴人選任代理人

高津幸一

高松高等裁判所第4部 御中

準備書面(2)

目次

第一	はじめに	1
第二	TMI事故の概要等	5
一	TMI発電所の概要	5

二	TMI事故の概要等	5
1	TMI事故の概要	6
2	TMI事故による周辺への影響	8
3	TMI事故の原因	10
第三	控訴人らの主張について	13
第四	本件原子炉とTMI事故	19
一	TMI事故における起因事象について	19
1	主給水系について	20
2	補助給水系について	22
二	TMI事故における各種の異常拡大事象について	24
1	蒸気発生器について	24
2	二次冷却系の給水喪失と原子炉の停止について	27
3	加圧器逃し弁について	28
4	ECCSについて	31
5	原子炉格納容器の隔離について	34
6	運転操作の誤りにについて	35

第一 はじめに

一 本準備書面は、昭和54年3月28日米国ペンシルバニア州のスリーマイルアイランド原子力発電所（以下「TMI発電所」という。）の二号炉（以下「TMI二号炉」という。）において発生した事故（以下「TMI事故」という。）が本件原子炉の安全性及び本件安全審査の正当性に何ら影響を与えないことを明らかにするものである。

TMI事故が発電用原子炉の安全性を考える上で重要な意味を持つものであることは事実である。かかる観点からすればTMI事故に関して日本においても幅広く検討

されなければならないし、そしてそこから得られた「教訓」に学ぶべき点は学び、それを今後の原子力発電の安全確保のために役立てていくことが必要であろう。そのためには、まず、TMI事故が現在の原子力発電技術、特に加圧水型原子炉に係る技術との関係においてどのような意味を持つかをあくまでも冷静に検討することが不可欠のことである。ところが、一部において、同事故で発生した事象等に対する正確な理解を欠いていることと等から、今すぐにも同じような事象が日本の各原子炉においても発生するかのようにならずに不安を抱く向きや、同事故をもって原子力発電一般が安全でないことを示すものと受け取って、それを強く訴えていこうとする向きがあることは残念なことである。

控訴人らは、その準備書面（2）において、TMI事故は本件原子炉の安全性及び本件安全審査の正当性を認めた原判決の誤りを示すものである旨の種々の主張をしているが、それらの主張は、被控訴人が従前から指摘してきたように原子力発電一般が安全でないという誤った前提の上に成り立っているばかりでなく、そもそもTMI2号炉と本件原子炉との設計、構造等に関する基本的相違を十分理解しないか、ことさら無視するものといわなければならない。

TMI事故に関する議論が本件訴訟の争点となり得るためには、あくまでもそれが本件安全審査との結び付きにおいて主張されなければならないことは当然であるが、控訴人らの準備書面（2）における各主張を見てもその点の結び付きが必ずしも明らかではない。すなわち、原子炉設置許可に

際しての安全審査の対象は、当該原子炉施設の基本設計ないし基本的設計方針である（被控訴人準備書面(1)76ページ以下参照）から、右事故について主張するなら、同事故が本件安全審査で是認された本件原子炉自体の基本設計ないし基本的設計方針に不合理な点があることを示すものであるとしてその主張が構成されなければならないし、原子炉設置許可は行政事件訴訟法30条にいう裁量処分であるから（同31ページ以下参照）、更にその不合理が本件原子炉の安全性に本質的にかかわるような明白な不合理といえるかということが論ぜられなければならないのである。

- 二 そこで、本準備書面の第二においては、TMI事故と本件原子炉及び本件安全審査との関連を考える上で前提として、TMI事故の概要等を主として米国原子力規制委員会（以下「NRC」という。）の報告に基づいて客観的に記述し、第三においては、右事故についての控訴人らの主張の特徴と基本的誤りを指摘する。そして、第四においては、TMI二号炉と本件原子炉との設計、構造等の相違（第1図～第3図参照）（注：図は次号に掲載）を指摘した上で、本件安全審査において本件原子炉の基本設計ないし基本的設計方針について確認したところから判断すれば、本件原子炉においてはTMI事故のような事象が起こらないこと、また仮にTMI事故の原因となったような事象を想定した場合にもその安全性は十分確保されることを明らかにする。
- 三 本準備書面によってTMI事故が本件原子炉の安全性及び本件安全審査の正当性に何ら影響を与えるものでないことは十分

らかにされている。したがって、本件訴訟の今後の審理においても、右事故に関する論点を特に取り上げて特別の審理をする必要はなく、行政訴訟における通常の審理の過程において必要に応じて右事故についても触れるというやり方が相当であるといわなければならない。（以下次号に続く）

会計報告（'79.6/18～7/18）

<u>収入</u>	
会費	193,000
ニュース購読料	96,950
準備書面売上金	293,000
カンパ	162,050
コピー代金	20,000
計	765,000
<u>支出</u>	
ニュース印刷代	22,500
郵送料	11,210
振替手数料	3,015
第4回公判援助費	356,100
（交通費	140,000）
（行動費	135,000）
（宿泊費	81,100）
準備書面印刷未納分	221,430
コピー料金	51,140
資料費	4,240
事務用品費	2,500
計	672,135
<u>差引</u>	92,865
	（借入金返済に充当）
<u>借入金合計</u>	271,924

夏季特別カンパならびに準備書面販売へのご協力ありがとうございました。（事務局）